

令和8年度誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託先公募要領

1 趣旨

この要領は、静岡県（以下「県」という。）が行う誰もが活躍・地域担い手養成事業の実施に当たり、最も優れた企画力、経験等を持つ事業者に業務委託するため、プロポーザル（企画提案方式）で実施するものである。

2 委託業務の名称

令和8年度誰もが活躍・地域担い手養成事業

3 委託期間

契約日から令和9年3月19日（金）まで

4 契約限度額

7,805千円（消費税及び地方消費税を含む。）

※限度額を超えたものは失格とする。

5 委託業務の内容

別紙1「誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託に係る仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

6 参加資格

次に掲げる要件を全て満たす法人

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 国又は地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積

- 極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者
- (5) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体や個人でないこと。

7 委託先の選定方法

公募による企画提案方式とする。委託先の選定は、提出された企画書に基づき、別に定める評価基準により、誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託選定委員会の委員が審査し、決定する。

8 応募方法等

(1) スケジュール

- 令和8年6月16日（火） 公告
- 令和8年6月29日（月） 参加表明書等の提出期限
- 令和8年7月6日（月） 企画提案書等の提出書類の提出期限
- 別途県福祉長寿政策課が指定した日 プレゼンテーション
- プレゼンテーション実施日の翌開庁日 選定結果の通知

(2) 企画提案の参加申込

公募企画提案への参加を希望する者は、参加表明書（様式1）及び上記6に掲げる要件を満たす誓約書（様式2）並びに付属書類を令和8年6月29日（月）午後4時までに提出し、資格審査を受けなければならない。

なお、参加表明書の提出後、辞退を希望する者は辞退届（様式3）を令和8年7月3日（金）正午までに提出すること。

ア 提出方法 持参又は郵送による。

イ 提出先 静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課福祉長寿政策班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

(3) 募集する企画提案の内容等

ア 基本的な考え方

- (ア) 企画提案書の提出に当たっては、委託業務内容を十分に理解したうえで作成すること。
- (イ) 上記5に掲げる委託業務の内容を専門的視点から精査し、必要があれば修正を加え、企画提案を行うこと。
- (ウ) 関係法令等を遵守し、所要の措置を講じること。

イ 企画提案書について

(ア) 企画提案書の構成等

- a 企画提案書の構成は自由であること。
- b 企画提案書は、委託業務をどのような方針や手法で展開し、実施運営していくのかについて、図表等を用いてわかりやすく表現すること。
- c 企画提案書は、A4サイズを基本とし、A3サイズ見開きの場合は2ページとして数え、表紙、目次、参考様式を除いて全体で13ページ以内とすること。

(イ) 提出部数等 提出部数は5部とする。

(ウ) 留意事項等

- a 企画提案書の作成に他の者の協力を得た場合及び業務の実施に他の者の協力を得る予定の場合には、企画提案書にその旨を明記すること。
 - b 虚偽の記載をした企画提案書は無効とする。
 - c 企画提案書の提出後の記載内容の変更は認めない。
 - d 提出された企画提案書は返却しない。
また、採用した企画提案書を除き、提案者に無断で使用しない。
 - (エ) その他
企画提案書作成及び提出に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- (4) 提案書の提出方法等
- ア 提出書類
企画提案書の提出書（様式4）、企画提案書（任意様式）、業務実績表（様式4-1）、見積書（任意様式）
 - (ア) 見積書作成上の注意
提案した内容を実施するために必要な経費を、仕様書の項目ごとに示すこと。
 - (イ) 業務実績表作成上の注意
過去5年以内に受託（実施）した県若しくは他都道府県等の類似事業に係る企画業務について、当該業務の名称、契約相手、契約金額及び概要を記載すること。
 - イ 提出方法
直接持参又は郵送によること。持参の場合は、平日の午前9時から午後5時の間とすること（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和8年7月6日（月）は正午までとする）。
 - ウ 提出期限 令和8年7月6日（月）正午まで（必着）
 - エ 提出先
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課福祉長寿政策班
〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

9 仕様書に対する質問

- (1) 仕様書に関して質問がある場合は、次により提出することとし、電子メールにて送信の上、その旨を電話で連絡すること。
- ア 受付期間
令和8年6月16日（火）から令和8年6月29日（月）の正午まで
 - イ 提出先
静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課福祉長寿政策班
電 話：054-221-2052
e-mail：fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp
 - ウ 様式
様式5とする
- (2) (1) の質問に対する回答書は、質問を受理した日から令和8年7月1日（水）までに質問書に対して電子メールにより回答するほか、県福祉長寿政策課ホームページに掲載する。
- ア 掲載期間
回答した日から令和8年7月6日（月）までの間とする。
 - イ 掲載場所

10 審査

(1) 事前審査

企画提案者が多数となった場合は、プレゼンテーションを行う者をあらかじめ書面審査し、5者程度に選定することがある。その場合、事前審査の結果は、令和8年7月7日(火)正午までに電子メールにて通知する。

(2) プレゼンテーション

月日：令和8年7月7日(火)以降の県福祉長寿政策課が指定した日

場所：静岡県庁（静岡市葵区追手町9番6号）

※説明時間等は参加表明者に別途通知する。

ア 1提案当たりのプレゼンテーションの時間は25分（説明15分、質疑10分）とする。

イ プレゼンテーションの順番は、企画提案書の受付順とする。

ウ プレゼンテーションは非公開で行うものとする。

(3) 審査

誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託先選定委員会の委員が審査する。

11 選定方法

誰もが活躍・地域担い手養成事業業務委託企画提案の評価基準（別紙2）による。

12 選定結果の伝達方法及び説明

(1) 選定結果は、辞退者を除く全ての企画提案者に文書により通知する。

(2) 説明は、電話又は来庁面会による。

13 その他

(1) 契約手続に使用する言語並びに通貨は日本語及び日本円とする。

(2) 契約保証金は免除する。

(3) 契約の締結は契約書による。

(4) 採用した企画提案書に関する一切の権利は、県に帰属する。

(5) 本業務は、必ずしも当該企画提案の採用案に沿って行うものではなく、実施に当たっては、委託者と協議して実施内容を決定する。

14 問合せ先

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉長寿政策課福祉長寿政策班

〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 県庁西館5階

電話：054-221-2052

FAX：054-221-2142

e-mail：fukushi-chouju@pref.shizuoka.lg.jp